公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２６号
富山市八町5293番地１
債務者　田邊　政充
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７１号
山梨県甲府市里吉１丁目６番８号　ジョイフルアペックスＤ－７、前住所山梨県甲府市里吉２丁目８番５－146号
債務者　伊勢　初美（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７２号
山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原502番地７
債務者　雨宮　　誠
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７９号
山梨県甲斐市牛句116番地　長田住宅２号室
債務者　仙波　啓子
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８１号
山梨県南アルプス市小笠原370番地
債務者　杉山　美香
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
山形県米沢市中田町2097番地
債務者　今井　弘美
１　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
　　山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１３号
山形県米沢市駅前２丁目４番26号　旭パールマンションＶ－502号室
債務者　小島千夏子
１　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
　　山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１５号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町２丁目12番32号
債務者　韮澤　繁徳
１　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町２丁目12番32号
債務者　韮澤　幹恵
１　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
北海道苫小牧市光洋町１丁目２番21号　ラ・ポラン203
債務者　鳴海　彩香（旧姓秋元）
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２９号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江54番地２　プラシード　イースト203号、従前の住所宮城県登米市中田町宝江黒沼字蓬原33番地７　グリーンヒルズＩ　101
債務者　門田　敬恵
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
滋賀県近江八幡市安土町常楽寺927番地シャルマンドミール301、前住所滋賀県近江八幡市長命寺町107番地
債務者　井上智恵子
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第３３号
滋賀県東近江市躰光寺町962番地、前住所滋賀県東近江市山路町368番地３
債務者　北浦　智之
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第３７号
滋賀県彦根市開出今町1769番地（Ｆ－642号）
債務者　北　　克彦
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第３８号
滋賀県彦根市開出今町1769番地（Ｆ－642号）
債務者　北　　一代
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
　　大津地方裁判所彦根支部